

令和3年度射水市地域密着型サービス新規整備事業者の選定に係る審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和3年度射水市地域密着型サービス新規整備事業者の選定に関して、公平性と透明性を確保するため、令和3年度射水市地域密着型サービス新規整備事業者の選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 令和3年度射水市地域密着型サービス新規整備事業者募集要項に基づき、事業者から提案された内容について審査を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域密着型サービス新規整備事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉、財務、まちづくり等に関する専門的な知識を有する学識経験者、地域関係者等の有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から地域密着型サービス新規整備事業者が選定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は市長が指名する。
- 3 委員長は、審査委員会の会議（以下「会議」という。）を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、射水市地域密着型サービス新規整備事業に係る事業者公募に参加しようとする者に対し、便宜供与等を図ってはならない。

- 2 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。